

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
mm

第二三十七號

昭和十六年二月十二日發行
（每週二回水曜日發行）

五錢

輯報局編情

週報

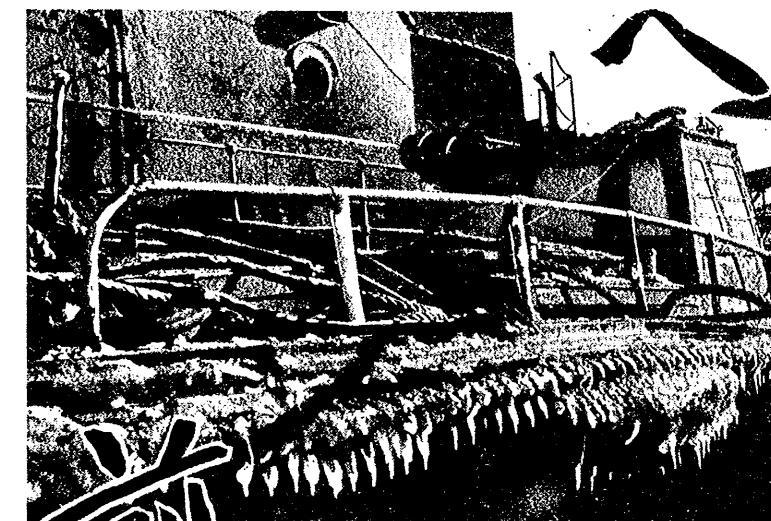
號日二十月二

勞 動 者 年 金 保 險
新 年 祭 と 產 業 報 國 卒 業 者 と 就 職

人口問題をどうする

露光量違いにより重複撮影

思ひ



前線

沿岸封鎖艦艇寫眞

週報

(二月三日付)

労働者年金保険について

二

新事業者と就職

九

新年祭と産業報國

一四

信陽北方作戦

一五

希望

一六

人口問題をどうする

一七

軍艦

一八

日間

二九

日

二九

月

二九

日間週

二月二日(土)

マ、勤労と増産の日として興並
本公司再出發

マ、國家總動員法改正案衆議院に
上程さる

二月三日(日)

マ、六十八億の一般費計豫算、衆
議院で原案通り可決

二月三日(月)

マ、陸軍全軍參謀長會議開かる
マ、第十七回海軍軍論功行賞(百五
十二名)

二月四日(火)

マ、皇軍南支惠州東南に奇襲上
陸、香浦ルートを進撃す、マ信
陽北方作戦、皇軍南陽に突入

る

二月四日(水)

マ、皇軍全軍參謀長會議開かる
マ、四十八億の臨時軍事費、衆議院豫算總會で可
決、マ衆議院にて重要物資及び
食糧増產確保議案を可決

二月七日(土)

マ、タイ・佛印紛爭調停會議開か
る

露光量違いにより重複撮影



寫眞館沿岸封鎖軍參謀本部

思へ

前線

週報

(第二十七號)

二月二日(土)

△海軍航空隊、重慶、合川を爆撃

二月三日(日)

△「勤勞と増産の日」として興亜

二月四日(月)

奉公日再出發

二月五日(火)

△國家總動員法改正案衆議院に

二月六日(水)

上程さる

二月七日(木)

△新國民政府初代駐日大使猪民生

二月八日(金)

△新軍全軍參謀長會議開かる

二月九日(土)

△第十七回海軍勳功行賞(百五

十二名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月十日(日)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月十一日(月)

△第十八回海軍勳功行賞(百五

十六名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月十二日(火)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月十三日(水)

△第十九回海軍勳功行賞(百五

二十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月十四日(木)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月十五日(金)

△第二十回海軍勳功行賞(百五

二十五名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月十六日(土)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月十七日(日)

△第廿一回海軍勳功行賞(百五

三十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月十八日(月)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月十九日(火)

△第廿二回海軍勳功行賞(百五

四十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月二十日(水)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿一日(木)

△第廿三回海軍勳功行賞(百五

五十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月廿二日(金)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿三日(土)

△第廿四回海軍勳功行賞(百五

六十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月廿四日(日)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿五日(月)

△第廿五回海軍勳功行賞(百五

七十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月廿六日(火)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿七日(水)

△第廿六回海軍勳功行賞(百五

八十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月廿八日(木)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿九日(金)

△第廿七回海軍勳功行賞(百五

九十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月三十日(土)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿一日(日)

△第廿八回海軍勳功行賞(百五

一百名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月廿二日(月)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿三日(火)

△第廿九回海軍勳功行賞(百五

一百二十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月廿四日(水)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿五日(木)

△第卅回海軍勳功行賞(百五

一百三十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月廿六日(金)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿七日(土)

△第卅一周海軍勳功行賞(百五

一百四十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月廿八日(日)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿九日(月)

△第卅二周海軍勳功行賞(百五

一百五十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月三十日(火)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿一日(水)

△第卅三周海軍勳功行賞(百五

一百六十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月廿二日(木)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿三日(金)

△第卅四周海軍勳功行賞(百五

一百七十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月廿四日(土)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿五日(日)

△第卅五周海軍勳功行賞(百五

一百八十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月廿六日(月)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿七日(火)

△第卅六周海軍勳功行賞(百五

一百九十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月廿八日(水)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿九日(木)

△第卅四周海軍勳功行賞(百五

一百二十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月三十日(金)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿一日(土)

△第卅四周海軍勳功行賞(百五

一百三十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月廿二日(日)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿三日(月)

△第卅四周海軍勳功行賞(百五

一百四十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月廿四日(火)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿五日(水)

△第卅四周海軍勳功行賞(百五

一百五十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月廿六日(木)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿七日(金)

△第卅四周海軍勳功行賞(百五

一百六十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月廿八日(土)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿九日(日)

△第卅四周海軍勳功行賞(百五

一百七十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月三十日(月)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿一日(火)

△第卅四周海軍勳功行賞(百五

一百八十名)

△タイ・佛印講和會議の佛印側

二月廿二日(水)

△陸軍全軍參謀長會議開かる

二月廿三日(木)

△第卅四周海軍勳功行賞(百五

一百九十名



労働者年金保険について

一 はしがき

全産業労働者の多年待望の的であつた労働者年金保険制度は戦時体制下における我が國労働國策の強力な環として、遂に非常時日本の晴れの舞臺に登場する日が來た。正に我が國労働保護立法の劃期的大進歩と言ふべきであらう。

労働者年金保険制度は、一口にいへば、時局下生産力擴充の重大任務を負つて懸命の努力を續けてゐる全産業労働者に對する國家の心からなる贈物といふことができよう。現下の情勢に鑑みて、生産力の擴充は最大の急務であつて、從つてその基本となるべき労働力の増強保全を圖り、産業能率の増進を期することは、刻下喫緊の要務とされてゐる所である。そこで問題は如何にして労働力の増強保全を圖り、産業能率の増進を期するかといふことに歸着

するのであるが、これにはいろいろと施設すべき事項もあるが、その中でも、直接ハンマーを握り、又は機械のハンドルを握つて生産の第一線に立つ労働者に優秀なる人を得て、永く安んじてその職務に精勤せしめることが最も肝要であると思はれる。

現在工場・礦山等の労働者に對しては、健康保険の制度があつて、労働者が病氣にかかり又は負傷したやうな場合に、その健康の保護を圖り、労働力の保全に多大の貢献をしてゐるが、労働者が老齢により退職した場合または癡疾となり若くは死亡したやうな場合に、その生活を保障するといふ制度は先年僅かに海上労働者に船員保険制度が設けられたのと、官業労働者につき類似の制度があるばかりで、一般労働者に關しては未だこの種の保護の制度がない。

思ふに、自己の労働能力を以て唯一の生活上の武器とする

る労働者にとっては、労働能力の喪失または減退は直ちに收入の減少または収入源の途絶を意味し、直接その生活を脅威することとなる。老齢、殘疾及び死亡は労働者にとっては疾病、負傷と同様その労働能力の減退または喪失の重大原因であり、而してその生活の不斷の脅威であるが、年金保険の制度はこれ等の事故に際して労働者の生活を保障し、労働者の明日の生活に對し一大安心と希望とを與へるものであつて、いはば産業恩給制度とも稱すべきものであり、從つて本制度實施の時は労働者をして後顧の憂ひなく専心職務に精勤せしめ、労働者の永年勤続の助長獎勵、熟練者の増加等により、從來の健康保険制度と相俟つて、労働力の保全増強、産業能率の増進延いては生産力の擴充に寄與するところ大なるものがあると考へられる。

以上は戦時労働保護立法としての労働者年金保険制度創設の效果であるが、労働者年金保険制度實施の利益は單にこれのみに止まらないのであつて、他面この制度は戦時

體制下における我が國の國家經濟に資するところ極めて大なるものがある。元來、健康保険制度の如き短期計算の保

險においては、その年度内における收入を以て、その年度内における支出に充てることを原則とする結果、貯蓄的效果は少いが、養老保険制度の如き長期計算の保険にあつては、收入保険料の大部分は長期に亘り積みせられることとなるのでその貯蓄的效果は極めて大きい。本保険の積立金は年額約一億三千萬圓に上り、實施後十年にして早くも十五億圓を突破することとなるのであるが、從つてその巨額なる積立金の運用により、國債の消化、産業資金の供給、公共事業に對する投資等により、國家財政經濟政策の圓満なる遂行に協力し、且つ社會公共事業の進歩發展に裨益しえる利點があるばかりでなく、國民購買力の吸收といふ見地から見ても、その效果は極めて大きなものがある。

以下に労働者年金保険制度の仕組のあらましを説明することとしよう。

二 仕組の内容

さて、労働者年金保険制度とは一體どんなものか、これを簡単に説明すれば、一定範囲の工場、礦山または交通事

業等に勤めてゐる労働者を強制的に保険に加入させ、その者が老齢に達して退職した場合、又は不慮の災厄によつて癒疾となり、或ひは死亡した場合に、年金又は一時金を國家から支給し、本人及び遺族の生活の保障を圖らうとする制度である。つまり從来は、労働者はその老後、死後又は癒疾となつた場合の生活問題は、自己の獨力により解決しなければならなかつたのであるが、本保険の実施後に於いては、労働者はその收入の中から若干の金額を保険料として國庫に納めることによつて、それ等の場合に保険給付として生活に必要な現金の支給を國家から受けることとなり、この強力な國家的保護によつて、生活の新設計が行はれるといふことになるのである。以下、その内容について少し詳しく説明してみよう。

適用範囲(被保険者) 先づ第一に問題となるのは、この制度の恩恵に浴し得られる者は、どんな種類の者で、又どうしてこの保険に入るかといふことである。本保険の適用を受ける者が被保険者であるが、この被保険者には強制被保険者、任意被保険者、任意繼續被保険者の三種類がある。

時十人未満の労働者しか使用してゐない關係上本保険の強制適用を受けないものがある。それ等の工場、礦山等に使用されてゐる労働者や又女子労働者の中には、本保険に是非加入したいといふ希望を有するものが多數存するであらうと思はれるが、これ等の者はまことに氣の毒でもあり、且つ又強制被保険者となる者に比べて同じやうな状態にあらざれども、本制度の恩典に全然浴し得られないとすることは不公平な話である。

そこで本保険においては任意被保険者といふ制度を設けてこの希望に応ずることとした。即ち強制適用を除外された工場、礦山等に使用されてゐる労働者や女子労働者であつても、事業主の同意を得て申詔をしさへすれば任意に本保険に加入することが出来るのである。

(八) 任意繼續被保険者 本保険においては二十年以上被保険者であつた者に對して五十五歳から原則として養老年金を支給するといふことにしてゐるので、相當長期に亘り本保険に加入してゐた労働者であつても、被保険者であつた期間が二十年に満たない場合においては養老年金を受け

(イ) 強制被保険者 強制被保険者といふのは、労働者年金保険法によりこの保険に加入義務を有する被保険者のことであるが、本保険の強制被保険者となる者は、健康保険法の適用を受けてゐる工場、礦山、交通運輸事業等で常時十人以上の労働者を使用してゐるものに使用される労働者といふことになつてゐる。但し女子労働者や臨時使用者としなかつたのは、わが國においては女子は婚姻その他事情に因り就業年数の短いのを通例としてゐるので、本保険のやうな長期間被保険者であることを必要とする保険に適さないので、またわが國においては家計の支持者が原則として男子である實情があるので、一先づ本保険の強制適用を見合せることとしたのである。以上により本保険の強制被保険者となる者は大約三百萬人である。

(ロ) 任意被保険者 本保険の適用を受ける事業はいつれも健康保険法の適用を受けてゐる事業であるが、現在健康保険法の適用を受けてゐる工場、礦山等であつても、當

ことが出来ない。尤もこの場合においても脱退手當金といふ一時金の給付があつて、被保険者の不利益にはならない。いやうに仕組まれてゐるのであるが、それでも養老年金を受ける利益に比較すれば到底比ぶべくもない。そこで労働者の中には自分で保険料の金額を拂つても資格期間を完了させて養老年金を受けたいといふことを希望するものも出来るのであらう。本保険において任意繼續被保険者といふ制度を設けようとするのはこの希望に應するためであつて、十四年以上被保険者であつた労働者が被保険者でなくなり後一定期間内に申請することによつて被保険者たる資格を繼續させようといふのである。

保険者 次は保険者即ち本保険事業を經營する主體の問題であるが、本保険においては多額の資金を蓄積し、長期間に亘つてこれが管理運用を行ふ關係上、財政的基礎の最も鞏固なものを保険者とする必要があるので政府が保険者として自らその責任において事業經營の衝に當ることとなつてゐる。

老年金、発疾の場合に発疾年金又は発疾手當金、死亡の場合に遺族年金、養老年金を受けずに脱退した場合に脱退手當金を支給することとしてゐる。

(イ) 養老年金　被保險者が老齢に達し退職した場合に老後の生活に必要な一定の金額を終身年金として支給する、これが即ち養老年金である。養老年金は普通一般工場労働者、交通運輸事業の労働者等にあつては二十年以上被保險者であつた場合に退職後五十五歳に達した時から、その労働者が被保險者であつた全期間内の平均給料年額の百分の二十五即ち四分の一を支給することとし、二十年以上例へば二十五年とか三十年とか被保險者であつた場合には二十年を超える一年毎に其の一年について百分の一宛の計算が付くことにしてゐる。であるから例へば三十年間被保險者であつて、平均給料年額が八百圓(即ち月收六十六圓程度)の者ならその百分の三十五即ち年額二百八十四円の年金、ひやるだに胸のふさがる氣持がする。かういふ場合に相当を死ぬ迄年々支給されることになるのである。

以上は一般工場労働者等の場合であるが、鱗山の坑内夫たる労働者については、特にその労働事情の特殊性を考慮

つた場合においては、業務上の発疾たると業務外の発疾たるを問はず、その発疾の程度に應じ、終身労務に服することが出来ない程度の発疾となつた場合には、養老年金と同額の発疾年金、從來の労働には從事することが出来ないが、他に適當な仕事があれば轉業することが出来るといふ程度の発疾になつた者には、発疾手當金として平均給料の七月分を支給することとなつてゐる。

(ハ) 遺族年金　労働者をして後顧の憂なく安んじて業務に専念せしめるためには労働者たる本人の生存中の生活を保障するに止らず、その者が死亡した場合に遺族が頭に迷ひ前に泣くやうなことのないやうに十分に保護してあることが必要である。そこで本保険においては養老年金を貰へる資格のある労働者が死亡した場合には、その遺族に遺族年金として養老年金の半額に相當する年金を十年間支給することとしてゐる。

(ニ) 脱退手當金　被保險者が養老年金を受け得るに至

らないで中途で保険關係より離脱した場合には全然何等の保険給付をもしないこととする、折角掛金をした者に

一般労働者より年金支給の時期を早め、十五年以上被保險者であつた場合には、十五年内に十二年以上被保險者であつた場合には、五十歳から一般工場労働者に支給す

る同額の年金を支給するといふことにしてゐる。これは全く暗い地下の職場において營々として苦しい坑内作業に從事してゐる坑内労働者の苦勞を推察してその勞苦に報いるとともにこの非常時局下において一頃でも多くの石炭や鱗石を掘出してもらひたいといふ國家の親心の現れである。

(ロ) 発疾年金及び発疾手當金　自己の労働能力を唯一の資本とする労働者が不幸にして発疾となり終身労働に從事出来ないやうになつた場合においては、將來どうして生活の途を立ててゆくであらうか、一切の希望も光明も失つて、飢と死とが待つ暗黒の前途を見詰める労働者の心は思ひやるだに胸のふさがる氣持がする。かういふ場合に相当の生活費を支給して、その生活を保護してやることは労働者の生活安定を圖るために是非必要である。そこで本保険においては三年以上被保險者であつた労働者が発疾とな

費用

本保険においては以上に述べた事業に要す

る費用に充てるために保険料を徴収することとしてゐる。保険料は事業主と被保險者が折半してこれを負擔(但し住民被保險者の場合は本人の全額負担)することになつてゐるが、保険料の率は一般工場労働者の場合は一日一圓に付六錢四厘、坑内夫の場合は一日一圓に付八錢程度となる見込である。例へば月收六十圓の工場労働者なら一日に付十二錢八厘の半額六錢四厘、月にして毎月一圓九十二錢の保険料を拂へばよいかで、それで二十年被保險者であれば退職後五十五歳から、賃錢がずっとその儘だとしても、毎年百八十圓の年金が死ぬ迄支給されるわけで、若し養老年金の支給を受ける前に不幸にして発疾となつたとしても即

座に療疾年金又は療疾手當金が支給されるし、死亡しても遺族年金を受けられる條件を具へてゐれば遺族年金、さうでなければ一時金の給付があり、養老年金を受けてから死亡しても、遺族年金の受けられる遺族があれば、遺族年金が支給せられるのである。實際労働者にとつては僅かな金額の節約で、これだけの手厚い給付が受けられるのであるから、まことに非常な幸福であると申さなければならぬ。これは單に労働者及び事業主の保険料だけによつて保険經濟が運営せられてゐるのではなくて、國庫においてもこれがため相當の負擔をしてゐるから、これだけの事が出來るのである。即ち國庫は本保險の事務費の全額を負擔するほか、これ等の保險給付に要する費用について工場労働者についてはその一割、鑛山の坑内夫については其の二割を負担することとなつてゐるのである。

むすび

以上で大體労働者年金保険制度のほゞその輪郭を説明した次第であるが、要するに労働者保護の方策としてはこ

新卒業者と就職



一、現実への認識

いよ／＼卒業期も間近にせまり、或ひは上級學校へ進む者、或ひは家業をつぐ者など、いま學生諸君は今後の方針について種々思案中であらうが、こゝには卒業後直ちに實際社會に出て、それ／＼の職業分野に立つ人々に對し、現下の時局では、どういふ心構へをしなければならないかについて少しく述べてみよう。

就職に當つて、各人が自己の健康、體力、性能、家庭の事情等を考へ、適材適所に向ふべきことは勿論であるが、今日の時局では、必ずしも從來のやうに、月給の多少とか、損得とかいふやうな、自我功利の立場だから見た職業の自由選擇は許されない。現に軍需産業、生活必需品産業、

れ程徹底した方策はないので、その恩澤に浴する労働者の利益は量り知られぬものがあると思はれる。多額の國帑を投じて、國家が特にかくの如く手厚い保護を労働者に與へんとする精神は、畢竟するに全產業労働者が未嘗有の國難に直面せる我が國の現状を十分に認識し、各々の職場において縣命の努力を傾倒して、一塊でも多くの石炭を、

一臺でも多くの機械を生産してもらひたい、そのためには労働者が後顧の憂ひなく、安心と希望とに満ちて安んじてその職務に精勤し得るやう國家としても十分な生活保障の途を講じようといふ趣旨にほかならないのである。皇國の國是を完遂し國威の宣揚を期するためには、須らく舊弊を脱して庶政百般の根本的刷新を行ひ萬難を排しても國防國家體制の完成に邁進しなければならない。労働者年金保險は時艱克服に適應する質實剛健なる國民生活の基礎を確保し、生産の原動力たる產業労働力を増強保全し、國防國家體制的一大礎石を築くものであつて、本制度の實施は時局に鑑み、まことに要緊の要務であると考へられるのである。

一保険院一

日滿支一體の生産力擴充計畫等の實施のために、一定の平和産業、奢侈乃至は不急産業への就職は、以前のやうに、

必ずしも個人の自由勝手には委されてゐない。

そこで新卒業者が就職に當つては、まず第一に個人の立場、適材適所を考へる前に、國家の必要、時局の重大性等を考へなければならない。すなはち就職にあたつては、現下の時局において、產業組織なり、職業分野なりが、一體どうなつてゐるかを明確に認識し、併せてその動向を知ることが何よりも大切である。もし現實に對するこの用意がないと、徒然に空想を描き、或ひは事實に對しあまりにも無知無頓着で、實際社會に出たとき、事志と違ひ、あたら幻滅の悲哀を感じることがある。また將來の見通しが不十分である場合には、たとひ就職當時はごく順調に進んでも、

状態の變化により、早ひ者は、三年で逆境と破滅に陥り、折角爲すあらんとするとき、既に日暮れて遙遠い場合が多い。

しかし、現在更に大切なことは、時局に際し、たどひ如何なる職業に從ふにしても、正しい職業觀と確乎たる信念を抱くことである。この信念のないときには、往々道の半ばで職業に對する疑惑と躊躇を感じ、時に職業を嫌ふやうになれる。少くとも職業に對して、常に喜びを感じることは出來ない。

そこで以下、時局における國家並びに産業組織の状勢と

確乎たる正しい職業精神を持つことの必要について若干の

説明を加へてみたい。

二、産業組織の變遷

産業の組織、構成の状態は、時代によつて異なる。例へば封建時代の産業構成は、その時代と制度の必要により、専ら戦争需要、封建的身分關係の維持等のために、主として城下町を中心として産業の配置と構成が行はれた。すなはち城下町では、刀劍、甲冑などの武具の製造、乃至は織物、漆器、

陶磁器の製造等の工業と、生活品配給に伴ふ商業を行はれその周邊を食糧品を供給する農業が取り巻いてゐた。しかも産業政策としては、農業を大本として、その下に工、商を位づけてゐた。

封建制度の崩壊後、いはゆる近代産業が興隆したのであるが、この時代には起業と産業の配置が、殆んど企業者の營利的動機と創意に委ねられてゐたため、産業のうち、まづ利潤の高い機械工場工業が隆盛を極めた。従つてこれ等の工業は、原料と燃料への接近、労力の獲得、市場と運送の便否等を基礎として立地され、その附近に自ら各種の金融、保険その他の商業機關が集り、こゝに近代的類型としての工業都市が発生した。しかもこれ等の都市産業は、年と共に漸次膨脹し、たゞ過度に集中したとき僅かに一部の産業が分散し田舎に移る傾向をとるにすぎなかつた。いづれにせよ、かゝる傾向のもとに、近代の産業組織では、資本も科學も労力も、一切が都市に集中され、ために農業などは、それが本來極めて必要な産業であるにかゝはらず、漸次衰微の状態にあつた。しかしてこの産業構成の根本的條

件は、自由經濟を前提とし、外國貿易も豫定した産業構成であつて、必ずしも自律自給に立脚する國防國家を基礎とした産業組織ではなかつた。

ところが、その後世界状勢の變化とともに、ブロックが形成され、また各國ともますゞ國防國家の體制を高めるに至つた。

しかして國防國家の建設を目指とする、國家總力體制の産業計畫は、自國又は、少くとも自國の協同共榮圈内で形成され、また各國ともますゞ國防國家の體制を高めるに至つた。

資源を確保し、涵養し、全産業體制との活動が常に一體

となり、國民の食糧品、軍需品は勿論、必要な物資の自給

を確保し、それが何等の摩擦、喰ひ違ひ等を起さず、圓滑に生成發展することが望ましいのである。

このためには、産業の種別と立地の地域を、從來のやう

に、たゞ個人の營利打算の立場から見た創意と自由に委さ

ず、國家全體の必要と一定計畫の下に配分し、方向づけな

ければならない。例へば、農業は少くとも食糧の自給と、

必要原料の提供に關する安全を保證せしめ、價格の變動と

収益低下による不當の打撃を救はねばならない。工業は軍

需工業品の製造、生産力強化への維持確保は勿論、自己の資源と貿易關係からみて常にその安全を考へ、過度の都市集中から、適當な地方分散を行ひ、その重要な生産工場などは武裝まで施す必要がある。

商業、貿易、交通運輸、金融、保險等、いはゆる配給に

關する業務も、一切またこれ等の農業、工業と有機的聯關係に立ち、産業經濟力の發揮に間然するところがあつてはならぬ。

しかして内外の情勢は、わが國をも、急いで高度國防國

家に邁進せしめ、産業經濟の再編成と、これに伴ふ職業の轉換を必要ならしめ、また一部産業の過剰労力を緊急産業に再配置せしめる必要を生じてゐる。

従つてこれに從事する人間も、都市または住居の配置、職業の配分等も、それぐ均衡を保ち、特に日滿支共存共

榮の立場から、一層大きな配分計畫が必要である。生産力の擴充に伴ふ技術者の種類と數の確保、また、かゝる産業

經營にあたり、その能率を高める産業管理人、その生産物を配給する人々、貿易業者等、一切必要にして且つ十分な

だけの人が計畫されねばならない。またそれ以上は、かへつて人的資源の配置上、不經濟である。

かくして一方産業の組織において統制が加へられるときに、従業者にも統制が加へられるわけである。
かやうにして、例へば配給機構の改革によつて、中小商工業者、並びにその従業者の一部が轉業を必要とされ、農業においては生産力擴充のための開墾、勞力補充等のための歸農の奨励、満洲開拓、その他支那、南洋、その他の海外進出獎勵等が行はれ、また工業においては軍需產業の各部門内における再編成、國防上必要な土木事業等が行はれてゐる。

最近では、更に國際事情、特に外交事情の變化に伴ひ、將來の貿易計畫が検討されるとき同時に、その修正變更をなし、必然的にまた、これ等の貿易を前提としてゐた或る種の工業は、輸出入先きの變動とともに、多少の變更を受けことにならう。反対にまた、盟邦獨伊との經濟提携は、從來より一層緊密になり、同時に、東亞共榮圈内における重要國防資源の自給も一層確保されるであらう。從來の生產

力擴充計畫も更に重點主義が強化され、不要不急事業の整編成等は一層強化されるであらう。

國民徵用、従業者移動防止、土地家屋その他一般物資價格の統制、地代賃、賃金及び給與の統制、資金運用及び會社經濟の統制、實業學校卒業者の就職獎勵と進學の統制等々、その具體的事例は數々ある。

ともあれ、かゝる事態の推移と現状を説明したのは、時局下の現實を認識し、進んで正しい職業精神の必要を説く前提であつたのである。

三、新らしい職業精神

およそ國防國家においては、國民が自己を第三者の地位に置き、國家を他事のやうに考へ、これを觀照的・靜的な立場から眺めるものではあり得ない。これと反対に、自ら國家を擔ぶ一人として、實踐的・動的立場に立ち、國家を形成し、生成發展せしめるものである。

從來職業をたゞ單に個人の生活手段であり、營利の方便

であると考へてゐた人は、自己が國民の一人であり、國家を生成發展するために奉仕すべき重大な責務のあることを忘れてゐたものである。われ／＼は個人として生き、個人として職業につく前に、國家が先在してゐたことを知り、併せて自らがその過去より悠久なる將來にまたがつて、生成發展する國家を擔ふ現在の一環であることを自覺しなければならない。

とりわけ我が國においては、一千六百年來の光輝ある歴史とともに生成發展した國家を、いよいよいや榮えしめるため、すべての人々が、各、その「分」を通じて没我歸一するの精神を抱き、職城奉公の確乎たる信念を持つ必要がある。しかもかかる願望と、その成就への努力は、必然的に國民として精進する喜悅の念にまで高められねばならない。かくすれば、平時にして榮えるのときは勿論、たとひ戰時非常の艱難に遭遇するとも、それに伴ふ生活の窮屈さも、統制の不自由さも、かへつて難局を切り抜け、「分」を通じて奉公する信念の強壯劑となり、そのこと自體が願望成就の愉快な修練道場となるであらう。

從來職業において、一般に經濟主義といひ、合理化とい

新年祭と産業報國

(一)

我が日本は古來瑞穂國と呼ばれて世界における農業國として知られ、殊にその稻作は他の追随を許さぬものがある。それは氣候、風土の特殊性、すなはち溫度、湿度が土壤の成分と相俟つて禾穀の良好なる成育に適してゐることにも原因してゐるが、それ等の物的條件を高く超越して一層重要な素因を成してゐるものは、國體と深き聯關係を持つ精神的條件である。

今更申すまでもなく、誠が皇室は農を以て國の大本と立てさせ給ひ、種々ある祭祀の中でも、殊に農事に關する祭祀を尊重せさせ給ふ御事は大寶令及び延喜式に見ても明らかであるが、更に御歴代のみことりにもしば

しば農業について畏き勅旨を宣らせ給うたのを拜し奉るのである。かゝる御勅旨のもとづかせ給ふ所は、實に皇祖天照大神の大御心に仰ぎ奉らるのであつて、古典に據ると、最も大神は稻を以て

「うつしき青人草の食ひて生くべきものなり」

と宣ひ、皇孫御降臨の際には、扈從の天つ神たる天兒屋命、太玉命に神勅を賜はつて

「吾が高天原に仰しめず、齋庭の穗を以て亦吾が兒に御せまつるべし」

と仰せられ、御手づから稻種を受けさせ給うたとする。

これこそは世に尊び仰ぎ奉る齋庭の稻の神勅であつて、古より今に至るまで渝ることなく、新年祭と新嘗祭とを鄭重に執り行はれるのも、この大御心に應へ奉る所

以であると思ふ。

(二)

新嘗祭が天皇御親ら當年の新穀を聞こしめる御儀であるとともに、新穀成熟に對する神護を感謝し奉る意味をも含む大祭日であるのは周知の事實である。これに對して播種季の初めに當つて年穀の豐饒を祈り奉るのが新年祭であつて、新嘗祭と恰も首尾をなすところの重要な祭儀である。皇室祭禮令に依ると、宮中におかせられて

は、毎年二月十七日の新年祭日には、宮中三殿、即ち賢所、靈廟殿、神殿の大前に於いて嚴肅なる祭儀が執り行

はれ、畏くも天皇陛下には、御親拜あらせられるほか、別に神宮には勤使を御差遣の上奉幣の儀を行はしめ給ひ、なほ官國幣社に對しても供進使として地方長官を參向せしめ、それへ幣帛を奉奠せしめ給ふのであつて、このことは新年祭が如何に國家重大の祭儀であるかを示すものである。府縣社以下の神社にあつても、府縣社、郷社へは道府縣より、村社に對しては當該市町村よ

り何れもこの日を以て官國幣社の例に準じ、幣帛並びに神饌料を供進する例である。(尤も神社施設不完備等のため、幣帛並びに神饌料の供進なき神社もある。なほ、新年祭は二月十七日を以て執行すべきものであるが、已むを得ない事情の存する神社では、これに近接する日を選んで執り行はれることとなつてゐる。)

新年祭は斯の如き重儀であるから全國民が心を一つにして恭敬の眼を盡すべき日であるといはねばならぬ。

(三)

新年祭は「トシゴヒノマツリ」と訓ずる。年とは年穀のことであり、穀物、特に稻を指して用ひる語である。この祭はその淵源が上述した如く稻種に基づいたものである關係もあり、昔は主として年穀の豐饒を祈る祭として行はれたものであつて、今日でもなほ農業關係者のみの祭日であるが如く解する者のあるもの或ひは諱とすべきことともいへよう。しかしながら祭禮の有する意義は時運とともに擴充し展開されて行かねばならぬのであつ

て、今日においては獨り農業關係者のみではなく汎く全産業人、全國民に關係する祭祀と解さねばならぬのである。

既に早く延喜式の祝詞にも

「皇御孫命の御世を手長の御世と堅磐に當磐に齋ひ奉り、茂御世に幸へ奉るが故に」

とあつて、單に年穀の豐饒を祈請するに止まらず、進んで皇室の安寧を祈り奉り、國力の充實、國家の昌隆を祈ることが明瞭に表現されてゐる。

殊に現今の官國幣社新年祭官司の祝詞を見れば

「奥づ御年を始めて草の片葉に至るまで作りと作る物共。」

とあるのであつて、獨り米穀のみに限定せず、あらゆる作物、ひいては全產業に關係した祭祀なることを知り得るのである。更にまた幣帛供進使の祝詞には

「天皇が大朝廷を始めて天の下の國民に至るまで彌遠に瀬廣に五十櫛八桑枝の如く立菜えしめ給へと白給はくと恐み恐みも白す」

とあつて、全國家的な祈請の意義が一層強く高調されて

世には往々にして、新年祭の深遠なる意義を解せず、この祭祀が徒に神恩に依頼する依頼心を助長する結果に至ることなきやとの疑惑を抱くものもなしとしない。斯の如きは全く神社祭祀の根本義に敵しないがためにほかならぬが、殊に新年祭に奏上する祝詞の詞句にはをはすことなきやとの疑惑を抱くものもなしとしない。

「天の下の國民が手筋に水泡かき垂り向股に泥かき寄せて取作らむ云々」

とあるのであつて、農民が農作の辛苦を些かも厭ふことなく、泥塗れ、汗塗れになつて、眞に田畠と一心同體となり、國家のために奉仕する、その態度を御照覽ありた旨を奏上してゐるのである。斷じて他力本願的に努力を惜んでひたすら神頼みするが如きものではない。

右の詞句は、延喜式の祝詞にも見えるところであつて、雄渾なる日本農道精神の眞髓を簡潔に表はしたものであり、遠祖以來子々孫々この精神を受け継ぎ來つて以

て今日我が國運隆昌の基礎を築いたのである。この産業魂をいよいよ鍊磨し、ますます發揮することによつて皇國は永遠に瑞穂の國であり得るのである。

(五)

明治天皇の御製に

天地の神にぞいのる民のため

雨風ときにしたがひぬべく

と仰せられてあるのを拜する。優渥なる大御心まさに感動に堪へない次第である。

今次未曾有の事變に遭遇し、國を擧げて聖戰目的の達成に邁往してゐる最中、昨年及び一昨年の農産物の作柄は最も深刻なる影響を國民生活に與へ、米穀に關する從來の國民的無關心を大に戒めた。

畏くも聖上陛下におかせられては、いたくなうこと御転念あらせ給ひ、昨年八月二十八日及び十月三日の兩度に亘り農林大臣に對し種々御下問あらせられたるやに拜承する。眞に恐懼の極みであると同時に、國民我等

の重責を痛感せざるを得ない。

今日諸般の情勢よりして、農産肥料の配給の如き、到底充分には行届きかねよう、また農業労力も不足を告げるであらう。しかしながら、かゝる數々の惡條件を克く突破して、以て「瑞穂の國」の名に恥ぢざらしむるのが臣子の本分である。我等は断じて「おほみたから」の名に背いてはならない。外國からする資材輸入の途は殆んど杜絶した。しかも軍需品の供給に事缺くが如きことは絶対に許されぬ。種々の障礙に屈することなくこれを克服して、以て「細戈千足の國」の質を擧ぐるのが皇國民の光榮である。我等は飽くまで「神の御裔」としての履るべき道を誤つてはならぬ。

かく考ふると、事變下第五年に當つて迎へる今年の新年祭は殊にも意義深く感ずるのであつて、我等國民は

一億一心新年祭の趣旨を體し、以て職域奉公、産業報國の覺悟も新たに、生産力の擴充に突貫せねばならぬ。



現地軍報連部の幹
旋によつて得た第
一線將士の生々
氣報告を統後に傳
へ戦線を憚ぶよす
がと子するもの、今
後も連載の筈

希望

中支支那部隊 星川清美

敬愛する祖國日本の皆様に御元氣
ですか
私達はいま長江の流れに沿ふ〇〇
の戦野に在つて興亞の大道を日夜前
進し續けてゐるのですが、上御一人
の大いなる御稟威と、熱烈なる銃後
の皆様の御支援によりまして、い
よいよ元氣で御奉公いたしてをりま
すからどうぞ御安心下さい。

聖戰こゝに五年一既に日滿支三國

協定は締結せられ新東亜建設へいよ
いよ拍車をかけつゝあるこのとき、皇
紀二千六百第一年のこよなき新春を
戦野に迎へた兵隊達は皆若舎のやう
にハリキッてをります。そして興亞
の戦士としての名譽に感激しながら
清淨な氣持で戦ひを續けてゐます。

又私達はいまこの第一線に在りな
がら、何一つ不自由なく生活し得ら
れるのも偏へに銃後に在る皆様の崇
高なる犠牲的精神性の賜ものに他なら
ないことを深く信じて感謝感激に堪
えます。
私は何時も思ふのです。皇軍の強
さはひとり兵隊それ自身のみの持つ
強さではない、それは勿論大君の御
稟威と、神明の御加護とによります
ことは申すまでもないことあります
が、物心二つながらに、耐へ難き

私達はこの感激を有する限り、戰
つて戰つて戦ひ抜くであります。
どうぞ皆様も銃後の戦士としてその
各の持つ戦ひの場に勝利の日々を
送つて下さい。

私はいま「希望」と題する拙ない一
片の文章を草してこの尊い紙面を拜
借し、この上何を皆様に求めんとす
るのでありますか
一言にしてこれをいひますならば

日本人のすべてが持つてゐるであ
らうところの神祕的威力を包蔵す
る大和魂！この大和魂をして、最も
有意義に、最も效果的にその威力を
發揮せしめていたきたい！といふ
ことです。
大和魂を持つてゐるといふこ
とだけでは實の持ち腐れでありませ
う。ダイヤの指輪や、金の茶釜を持
つてゐるよりも無意味であり、また
不發に終つた敵の迫撃砲弾にも似た
滑稽なものであるかも知れないのです。
いかに優秀な性能を有する彼の魚
雷も、如何に偉大なる威力を持つ爆
弾も、その信管を刺戟し炸藥に點火
する作爲が無ければ、その真價を
發揮することは出来ないのでありませ
う。俺は大和魂を持つてゐるとい
つても、開取りで私腹を太らした

り、軍需景氣の波に乗つて、さんざめ
く紅燈の下に夜を徹したり、誤れる
思想のために第五列に水を引いた
りするやうな行動があつたのでは、
誰が大和魂を持つてゐる眞個の日
本人といひ得るでありますか。
彈丸雨飛の中に在る兵隊にして、
誰一人還を期し私慾を考へる者が
あるだらうか！只ひたすらに大君の
彌榮を希ひ、東洋永遠の平和を念ふ
のみなのです。

銃後を守る皆様は前線に在る將兵
の魂を、前線に戦ふ兵隊はまた銃後
に在る同胞の魂を、常に清新な激勵
と溢るるばかりの愛情とを以て刺戟
し合はなければならぬのではない
のですか！
百第一年に際して、滔々たる長江の
流れに沿ふ詩の都、こゝ〇〇の一隅
より遙かに東天を仰いで聖壽の萬歳
を御祝ひ申上げ、敬愛なる祖國日本
の皆様の御健康と御多幸とを御祈り
して、このベンを欄くことにいたし

信陽北方作戦

大本營陸軍部

平等を次々に攻撃、二十九
日には早くも上蔡、西平の
線に進出した。

また京漢線西側地区を進
撃中のわが左翼兵团は、中
央兵团に連繋して大別山系
の峻峻なる山嶺地帯に據
る敵を攻撃し、溝竹、泌陽、沙河店、春水、酒店、武功鎮
等を次々に攻略し、三十日には敵第十三軍張祿の本據舞陽
を奪取して更にその北方に進出した。

別に京漢線東側地区を前進中のわが右翼兵团は正陽、汝
南にある敵を攻撃、三十日には汝南北方地区に進出、わが
佐伯快速部隊は一日第八十五軍李楚瀛の本據項城を奪取し
た。

わが有力なる各兵团は飛行隊の緊密なる協同の下に一月
二十五日信陽附近より一齊に作戦行動を開始した。
即ち、中央兵团は機甲部隊を合せ加へ、京漢線に沿ふ地
區を北進、所在の敵を撃破し敵の重要據點明港、確山、遂
集、双柳集、倪邱、四大王廟等に進出、敵を新黄河の線に
に對し大々的作戦を遂行中である。

作戦經過

かくして本作戦は敵湯恩伯軍麾下の第十三軍並びに第八
十五軍を南方及び東北方の二方面より包囲の態勢を以て洪
河、沙河河畔において殲滅

に於いて殲滅
敵は湯恩伯
軍急援のため
孫連仲軍（第
二集團軍主
力）を派遣し
たが、包囲中
のわが一部は
これを西南方
に迎へ撃ち、四
日午後五時、

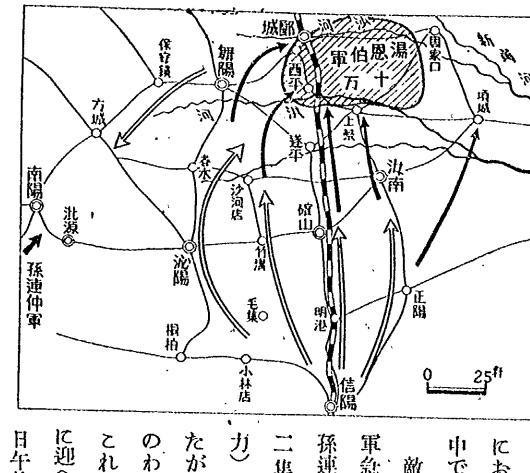
壓迫してゐる。

かくして本作戦は敵湯恩伯軍麾下の第十三軍並びに第八
十五軍を南方及び東北方の二方面より包囲の態勢を以て洪
河、沙河河畔において殲滅

交戦兵力約十萬、遺棄死體約六千三百、捕虜四五八、鹵獲品道
整備五、對戰車砲五、重機十四、輕機五九、小銃一、一四二、
機關砲三、

なほ隨所に展開された凌絶なる激戦の回数に比較して敵
死體の少いのは湯恩伯軍獨得の死體收容隊の活躍によるもの
で、敵の抗戦意識はなほ相當旺盛であると認められる。

本作戦地域は河南の大平原であつてその廣さは正にわが
關東、中部兩地方を合したものに相等しく、その戰線は約三
百五十杆。であつて今次歐洲戰爭における伊太利、希臘軍の
全戰線三百杆以上に達するものである。この廣大なる戰場
においてわが軍は二十五日信陽より行動開始以來、二十九
日上蔡、西平、舞陽の線に進出する四日間に行程約百八十
杆、一日平均十里を突破してゐる。零下十五度といふ極寒
の候にも拘はらず皇軍將兵は士氣極めて旺盛、任務に邁進
してゐる。



敵中堅軍の本據南陽に突入した。

本作戦開始より二月一日迄の総合戦果は次の様である。

南支軍の有力なる一部隊は香韶援蔣路（香港——韶關）を

21

香韶援蔣路遮断作戦

遮断するため海軍部隊と協力して去る二月四日未明、突如

バイアス湾下浦域並びに済頭港東北四糸にある岩前浦に奇襲上陸を敢行、上陸部隊は上陸直後直ちに進撃を開始し、

午後三時には淡水を占領した。また別に英支國境方面に待機中であつたわ

が一部隊は龍岡

墟方面の敵を掃

蕩中である。

香韶接蔣路は

英領香港より淡

水惠州を経て

敵第四戰區司令

部(司令官余漢

謀のある韶關に到る援蔣路である。先きにわが軍のため佛印

ルートを完全に封鎖され、ビルマ・ルート亦わが航空部隊の猛烈なる爆撃によつてその輸送が著しく困難となつた。殘るは

本ルートによる重慶への輸送である。勿論わが飛行隊は絶えず

これが機密に努めてゐたのであるが、今回こゝに部隊を進めて

完全に遮断するところとなつた。

今回の急襲作戦の奏功により既に莫大なる敵軍需品を鹵獲、わが航空部隊の爆撃と相俟つて多大の戦果を收め更にこれを擴張中である。

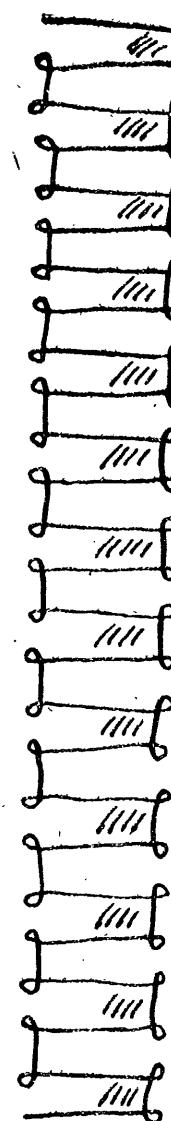
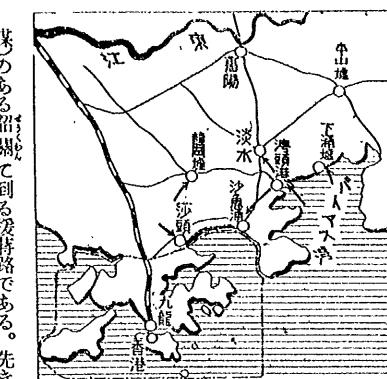
二月六日迄に判明せる鹵獲品の主なるものは

ガソリン七千二百噸、石油一千三百噸、鯨油三千噸、モビル油九百噸、桐油一千五百噸、自動車タイヤ一千五百箇、鹽五百噸、タンクステン二噸、アンチモニウム一千六百貫、煙草五百萬本、錦布三百六十噸、ズック製靴一萬三百足、ゴム長靴一萬二百足、茶一千箱、爆薬一千九百キロ、木材一萬五千本その他。

これに舊歲以來、空陸兩部隊の破壊炎上または鹵獲した主なるものは左の如くである。

油類一萬四千四百噸、別に一千五百噸、自動車及び部分品六十五輛とダイヤ一千五百箇、ジャンク約二百五十隻、鹽五百噸、重要礦石類二噸と三千六百貫、靴類一千四百足、煙草五百萬本、茶一千箱、爆薬一千九百キロ、木材約一萬五千本、内容不明の貨物約五千行李、軍需品倉庫十五棟、その他敵の橋梁、停車場等。

地上部隊の現在迄に確認せる敵死體七十七、捕虜五十九である。



人口問題をどうする(上)

企　　畫　　院

までもなく人口政策は文字通りに國家百年の大計である。

その國家の百年にわたる大方策の根本が、この記念すべき紀元一千六百年代の第一年目の初頭にあたつて、確立されることになつたといふことは、いまや歴史の遂行と、それを通じて大東亜の共榮圏を建設することに渾身の努力をかたむけてゐるわれく日本國民にとつて、まことに意義の深いことだといはなければならない。

一、東亜共榮圏と日本民族

さる一月二十二日の閣議で、かねてから企畫院を中心として鋭意、立案をすゝめてゐた「人口政策確立要綱」が決定された。そして不動の國策として、今後はそれにもとづいて、種々の施策が強力に遂行されることになつた。いふ

大東亜の共榮圈をたくましく建設して、その悠久にして

い。

健全なる發展をはかるといふことは、日本國民がその世紀の運命を賭けた大事業である。吾々日本民族は、せひととての大願を成就しなければならない。しかしに、この世纪の大願を成就するには、まづ吾々日本民族みづからが、その資質において飛躍的に大きくならなければならない。またその務めをはたすことができるやうにならなければならぬ。そして大東亜の共榮圈を一日も早く建設し、それを外敵にたいして防衛するとともに、その悠久にして健全なる發展をはかることができるが、今日においてその先達をつとめるもののは、日本民族を外にして、どうぞそれをもとめることができるものはない。その大東亜共榮圈の先達となるべき吾々みづからが、その數において少く、その資質において十分にこの任務をはたすことができないといふやうなことがあつては、それこそ日本民族がその世紀の運命をかけたこの大事業も、おそらくは、ついにそれを成就することができないことになるに違ひない。

二、日本における人口の動き

日本人口の現状と將來とは、果してこの世紀の大業を完遂する上において、それに缺けるところがないであらうか。

これまでには一般に漠然と、日本の人口はモルモットか鼠

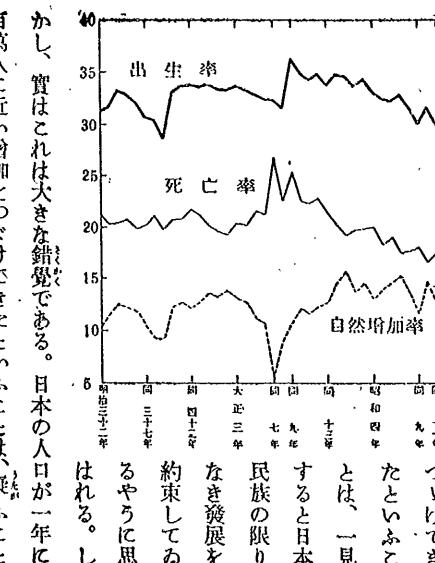
はれてゐた。現にヨーロッパの學者などのうちに「東洋的な」出生率とか、「東洋的な」繁殖力などといつたやうな言葉をつかつて、半分は輕蔑の氣持と、半分は驚異の心持とをもつて、日本の人口増加をみてゐた者さへあつたらぬであった。また一部の學者は、日本の人口が今までのやうな驚くべき増加を続けることになれば、その結果はどういふことになるか。日本はこの「人口の壓力」によつて、早晩對外的に發展することを餘儀なくされるに違ひない。そしてこれが世界のいはゆる「舊秩序」を破壊する一つの發

火點になるといふやうなことをいつて、日本の人口増加を極度に恐れてゐたからである。ヨーロッパにおいて、今日でもなほ黃禍論が跡を絶たないのは、有色人種のすべてについて、その人口増加の大なることをおそれた結果であるが、また一つには、日本における人口増加の大なることを、特に恐怖したために起つてきた現象であつたといふことができる。

日本における人口増加の力が衰へることを憂へてゐる者は、今日の我が國にも甚だすらない。日本は天然の資源とそ十分であるとはいふことができないが、しかし、人口増加の力は世界に誇るべきものである。その出生率をみても、昭和十二年には人口千について三〇・六一になつてゐる。これは今日の世界の文明國のうちで、たとへば同年におけるイギリスの出生率が人口千について一四・九、ドイツのそれが一八・八、フランスのそれが一四・七、北米合衆國のそれが一七・〇であるとくらべると、なほ餘程高率であるといはなければならない。たゞ死亡率についてみると、昭和十二年における我が國のそれは、人口千につき一六・九

日本の人口が支那事變の始まるころまで、年々百萬人に

(人口千人に對する) 近い増加を



つづけてき
たといふこ
とは、一見
ともに上昇の勢ひをつづけてきたが、それがこのときを境
として、にはかに急激な落勢に轉じて來た。すなはち、明治
三十二年の出生率は、人口千について三一・三三、明治
三十三年のそれは三一・六九であつた。そしてそれが大正
九年には人口千につき三六・一九となつて、この期間に我
が國の出生率は、人口千について四・八六を増したことに
はれる。し
かし、實はこれは大きな錯覺である。日本の人口が一年に
百萬人に近い増加をつづけできたといふことは、疑ふこと
のできない現実の事實である。しかし、この年々百萬人に
近い人口の増加が、どういふ風にして行はれて來たかとい
ふことを考へてみると、それは必ずしも日本人口の悠久の
發展と増加とを約束してゐるといふ風にばかり、樂觀的に
考へてゐることはできない。人口の増加といふものは、死
ぬ者よりも生れる者が多い場合に起ることである。そこ
るやうに思

で、その毎年の生れる者の數を、その年の人口に割り合
はせて出生率を算出してみると、日本における人口の出
生率は、明治の初年から大正九年までの約五十年間は、年と
ともに上昇の勢ひをつづけてきたが、それがこのときを境
として、にはかに急激な落勢に轉じて來た。すなはち、明
治三十二年の出生率は、人口千について三一・三三、明治
三十三年のそれは三一・六九であつた。そしてそれが大正
九年には人口千につき三六・一九となつて、この期間に我
が國の出生率は、人口千について四・八六を増したことに
はつてゐるが、それからは年とともに出生率が低くなつ
て、昭和十一年にはつひにそれが三〇・六一となつてゐ
る。これは大正九年からかぞて、わづか十六年の短時日
の間に、わが國の出生率が人口千について六・五八も少く
なつてきたといふ勘定になる。これは日本人の子を産む
力が、短時日の間にそれだけ衰へてきたといふことを物語
つてゐることになる。

日本人口の子を産む力が、かやうに大正九年を境とし
て、急に衰へるやうになつて來たにもかゝはらず、その増

加力がそれほど衰へないで、この時期においてもこれまで
は、なほ年々百萬人に近い増加をつづけることができたとい
ふのは何故であるか。その原因は、一にまつたく死亡率
が、出生率の低下にともなつて低くなつて來たといふこと
にある。日本の死亡率は、出生率の場合と同じく、明治の
初年から大正九年のころまでは、年とともに高まつて來た
が、それがこのころを境として急激に低下の勢ひに轉じて
ゐる。すなはち、明治三十二年の死亡率は、人口千につい
て二一・〇五、明治三十三年のそれは二〇・三一であつた
が、大正九年には二五・四一となつて、この約五十年の間
は、死亡率が人口千について五・一を加へてゐるが、そ
れがそれからは出生率の場合と同じやうに、急激な低下の
勢ひに轉じて、昭和十二年には一六・九五となつてゐる。
そしてこのわづか十六年の間に、わが國の死亡率は人口千
について八・四六も低くなつてゐる。これはまことに驚く
べきことである。

日本の出生率が前の大戦を境として、にはかに急激
な低下の勢ひを示してきたにかゝはらず、その人口増加の

三、日本人口の將來とその問題

勢ひがそれほどに衰へないで、年々百萬人に近い増加を續
けてくることができたのは、全くかやうに死亡率が低下し
てきただ結果であつて、これは主として醫學の發達と、豫
防衛生の進歩したおかげであつたといはなければならな
い。

日本において人口が増加したのは、明治の初年からこ
の前の世界大戦のころまでは、主として出生率がにはかに
高くなつてきた結果であつたが、それが大正九年を境とし
て、それからは、主として死亡率が非常な勢ひで低くなつ
てきたおかげであつた。そこで人によるところによると、
出生率が低くなつても、死亡率がそれとともになつて下
つてしまえば、日本の人口の將來には少しも心配がないや
うにおもつてゐる。

そしてこれらの人達は、日本の人口の動きも、近頃はや
うやくヨーロッパの文明國と同じやうになつて來たといふ

ので、それを漫然と喜んでゐるやうであるけれども、實はこれは非常に大きな間違ひである。

出生率と死亡率とが、相ともなつて低くなつてくるといふことになると、その結果として人口の將來はどういふことになるか。これはヨーロッパの諸國では、すでに経験づみのことである。これらの國々でもいはゆる産業革命が起つて、商工業がにはかに勃興してくると、それにつれて初めの間は死亡率もやゝ高くなつてゐるが、しかし、それとともに出生率が非常な勢ひで高くなつてゐる。そして人口がどこの國でも飛躍的に大になつてきてゐるが、その國における商工業の發達が、ある程度にまで達して、國民の多くの部分が、商工業に從事する者によつて占められるやうになつてくると、不思議にどこの國でもこの傾向が逆になつて、こんどは出生率と死亡率とが相ともなつて低くなるやうになつてきてゐる。

イギリスでは、この傾向の逆轉は十九世紀の七八十年代のころを境として起つてゐる。この前後はイギリスがヴィ

クトリア黄金時代といつて、その商工業の基礎を強固に確立した時代であつた。またドイツでは、この傾向の逆轉は

それよりもやゝ遅れて、二十世紀の初頭に起つてゐるが、ドイツにおいて商工業が發達してきたのは、イギリスの場合よりも時代的に餘程遅れてゐたから、二十世紀の初頭における商工業の發達の程度は、ちやうどヴィクトリア黄金時代のイギリスにおける發達の程度に似通つてゐたやうにおもはれる。そしてわが國でも、この傾向の逆轉が起つた前の世界大戰直後の時代は、大戰中の躍進によつて日本の商工業が始めてその基礎を確立したときであつた。大正九年の國勢調査によると、わが國では農業者の割合がだんだん少くなつてきて、當時はそれが國民の五一・四一%を占めるにすぎないこになつた。これはイギリスやドイツで出生率と死亡率とが、それまでの上昇の勢ひから低下の勢ひに逆轉したときの事情と、ほとんど同じことであつた。

しかるに、出生率と死亡率とが低下の勢ひに逆轉した結果

果、ヨーロッパの國々の人口はどういふことになつたか。その第一の結果は、これらの國々では人口そのものがだんだんに少くなつて、ついには民族そのものが自滅してしまふやうになるといふことを、心配しなければならないといふことになつてきた。ドイツの人口統計學者として知られてゐるブルグドエルファー氏の推計によると、いまから約百十年を経た西暦二〇五〇年のころになると、ドイツの人口は一千五百萬人になつてしまふといふことである。これは今日のドイツの人口、六千七百萬人ほどにくらべると、ほとんどその五分の二に近い數に激減してしまふことになる。そしていまから百四、五十年まへに、ドイツがまだプロシアといつて、ナポレオンのために國土の全部をその馬蹄のもとにふみにぢられたころの人口と同じことになつてしまふといふことである。これはドイツ民族の自滅を意味してゐる。またイギリスの學者エニード・チャールス女史の研究によると、イギリスの人口がこれからもいままでと同じやうに、出生率と死亡率とが一緒に下つて行くといふことになると、イギリスの今日の人口は

約四千萬人であるが、それがいまから百年後には、その十分の一に近い四百四十萬人になつてしまふといふことである。今日のヨーロッパはこのために、白色人種の自滅の惡夢におびえてゐる。ドイツやイタリアが今日、人口國策に力を注いでゐるのは、この民族自滅の危機を乗り切らうとする必死の努力にほかならない。

出生率と死亡率とが一緒に低下するやうになつた場合に、その人口が將來において自滅の運命をたどることになるといふのは何故か。そのわけは出生率の低下する勢ひには際限がない。極端な場合には、出生する者が一人もなくなるといふやうなことすら、想像することができるけれども、死亡率の低下の勢ひには一定の限度があつて、さう無闇に低下するものではないからである。むかしの人がかつて空想したやうに、不老不死の祕藥や妙法でも發見されると、いふことにでもなれば、それはまだ別のことである。その場合には、生れる者がたゞ一人もなくなつて、人口で行くといふやうなことは起り得ない。

しかし實際には、さうした理想の世界が近き将来において、にはかに實現されることを期待することは、もとよりできない。

今日までに世界の人類が經驗したところでは、死亡率を人口千について「〇以下に引き下げる」とは、なかむづかしいことである。世界のうちで死亡率の最も低いのは、今日では「洲とニュージーランドである。そこでは死亡率がすでに二十年も前から、人口千について「〇以下になつてゐるが、これは世界の最低率である。ヨーロッパの文明國のうちでもっとも低いイギリスでも、その死亡率は人口千につき「一・六」(昭和十三年)ドイツでも「一・七」(同年)になつてゐる。これらは、おそらく人類の到達することができる最低の死亡率を示してゐるものとみなければならないであらう。

そこでこれまでのやうに、日本でも出生率と死亡率とが、ヨーロッパの諸國におけると同じになるまで、急激な低下の勢ひをつづけて行くことになるとすれば、その結果はどうなることになるか。わが國でもそれらのヨーロッパの諸國におけると同じやうに、民族の自滅することを心配しないでよい。この割合がだんごに少くなつてくるために、年の若い者の割合がだんごに減つてくることになるからである。ヨーロッパの文明國では、死亡率と出生率とが相もつて低下する勢ひが、相當に長きにわたつてつづいた結果、すでに今日でも年の若い者の割合が非常にすくなくなつて、いはゆる「青年なき民族」となつてゐる。わが國でも今日の人口を十數年まへとくらべてみると、すでに餘程年の多い者の割合が多くなくなつてきてゐるが、これをこのまゝ放任することにすれば、この傾向はだんごと遙だしくなつてきて、やがてはヨーロッパの場合と同じやうなことになるに違ひない。これはすこぶる寒心すべきことである。

青年なき民族には發展もなければ、おそらくは未來に對するかどやかしい夢をゑがくこともできない。静かに餘生を楽しんでゐる年寄りばかりの住んでゐる國を想像してみるとよい。そこには事物の進歩も發展も見出すことができないであらう。青年なき民族が如何に悲惨な運命をたどるかといふことは、このたびのドイツとフランスとの戦闘が、これをもつとも明白に示してゐる。

(次號につづく)

ければならないといふやうなことになる時がくるに違ない。人口問題研究所において豫測したものみると、日本

の人はこのまゝにしておくと、昭和七十五年までは、とにかく増加して、一億三千三百萬人にまではなるが、その後が日本の人口が到達するまでの最大の数である。それからは次第に減少の勢ひに轉じて、日本の民族は、自滅への途を辿ることになるといふことである。これは、昭和十二年までの我が國の人口の動きを基礎として、人口學の精緻な計算にもとづいて算出されたものであるが、しかし、いまや東亞共榮圈の建設にむかつて渾身の努力をかたむけてゐる吾々にとつては、まことに心細い豫測であるといはなければならない。

出生率と死亡率とがともに低下する結果として、その國の人口現象の上に起る第二の憂慮すべき問題は、若い者の割合がだんごに少くなつて、年をとつた人の割合が多くなつてくるといふことである。これは死亡率が低くなるとともに出生率が低くなつてくると、長生きをする人の割合がだんごに多くなるのに對して、毎年の生れてくる者

週報

二月十二日號發行

◇日本の調停でタイ・佛印停戰協定成る

◇捕虜は春に先立つて珠江三角地帶

◇潮も凍てつ沿岸封鎖

◇寒風をつき冰雪を冒して五千哩の支那沿岸封鎖をつづける封鎖隊員の嚴寒記録

◇ベルリンを喜ばした日本少年少女の贈物

◇東亞の子供よ僕たちは

◇東亞兒童大會——東京

◇朝鮮の子供常會——長野縣の海少年團

◇集まる心 東ねる力

◇難局に活路を見出した小工業者の實例

◇ベンキ紙に持ちかへて

◇學生義勇軍の增産運動

◇大柄山の炭焼き道場

◇讀物

△わたくしたちの芝居臺本

△午前二時の板木——金子洋文

生

△創設議會の輪郭

△新年祭

△大日本青少年團の誕

附 上演手本

露光量違いにより重複撮影

アシア・オセアニアの主要な都市とその特徴

官廳刊行物だより

(昭和十四年度) 厚生省社会局編纂 本書

は昭和十三年九月厚生省社會局で地代家賃の實情を明かにするため、全國四十二市に委嘱して調査をし、その調查報告書を刊行

本書は日本國際會議叢書の第二百二十一輯であつて、外務省通商局において支那における第三國權益の重要性に鑑み、獨逸國

關係のものを著録したものである。内容は序説、鐵工業、貿易、交通及通信、金融、投資及借款、文化事業投資の七章に分れ、附錄として獨逸對支經濟勢力一覽表が附いてゐる。A判一八二頁 定價一四〇錢 (送付内地二

序説、鐵工業、貿易、交通及通信、金融、投資及借款、文化事業投資の七章に分れ、附錄として獨逸對支經濟勢力一覽表が附いてゐる。また各種の統計表が載せてあるので、本書によれば、獨逸の支那國における經濟勢力を詳細に知悉することが出来る。

(A判一八六頁 鐵工業 貿易 東京東京鉄道局内二
ノ十二日本國總會 振替第五五八三號)

◇本邦大都市に於ける土地建物資質状況調

査 (昭和十四年九月厚生省社會局編纂 本書

は昭和十三年九月厚生省社會局で地代家賃

の實情を明かにするため、全國四十二市に

委嘱して調査をし、その調查報告書を刊行

したが、それと同一趣旨による昭和十四年

度の調査である。調査戸數は大分増加して

ある。(A判一八二頁 定價一四〇錢 (送付内地二

序説、鐵工業、貿易、交通及通信、金融、投

資及借款、文化事業投資の七章に分れ、附

錄として獨逸對支經濟勢力一覽表が附いて

ゐる。また各種の統計表が載せてあるの

で、本書によれば、獨逸の支那國における

經濟勢力を詳細に知悉することが出来る。

(A判一八六頁 鐵工業 貿易 東京東京鉄道局内二
ノ十二日本國總會 振替第五五八三號)

◇獨逸對支經濟勢力の全貌(外務省通商局編)

本書は日本國際會議叢書の第二百二十一輯

であつて、外務省通商局において支那に

おける第三國權益の重要性に鑑み、獨逸國

關係のものを著録したものである。内容は

序説、鐵工業、貿易、交通及通信、金融、投

資及借款、文化事業投資の七章に分れ、附

錄として獨逸對支經濟勢力一覽表が附いて

ゐる。また各種の統計表が載せてあるの

で、本書によれば、獨逸の支那國における

經濟勢力を詳細に知悉することが出来る。

(A判一八六頁 鐵工業 貿易 東京東京鉄道局内二
ノ十二日本國總會 振替第五五八三號)

◇獨逸對支經濟勢力の全貌(外務省通商局編)

本書は日本國際會議叢書の第二百二十一輯

であつて、外務省通商局において支那に

おける第三國權益の重要性に鑑み、獨逸國

關係のものを著録したものである。内容は

序説、鐵工業、貿易、交通及通信、金融、投

資及借款、文化事業投資の七章に分れ、附

錄として獨逸對支經濟勢力一覽表が附いて

ゐる。また各種の統計表が載せてあるの

で、本書によれば、獨逸の支那國における

經濟勢力を詳細に知悉することが出来る。

(A判一八六頁 鐵工業 貿易 東京東京鉄道局内二
ノ十二日本國總會 振替第五五八三號)

◇獨逸對支經濟勢力の全貌(外務省通商局編)

本書は日本國際會議叢書の第二百二十一輯

であつて、外務省通商局において支那に

おける第三國權益の重要性に鑑み、獨逸國

關係のものを著録したものである。内容は

序説、鐵工業、貿易、交通及通信、金融、投

資及借款、文化事業投資の七章に分れ、附

錄として獨逸對支經濟勢力一覽表が附いて

ゐる。また各種の統計表が載せてあるの

で、本書によれば、獨逸の支那國における

經濟勢力を詳細に知悉することが出来る。

(A判一八六頁 鐵工業 貿易 東京東京鉄道局内二
ノ十二日本國總會 振替第五五八三號)

◇獨逸對支經濟勢力の全貌(外務省通商局編)

本書は日本國際會議叢書の第二百二十一輯

であつて、外務省通商局において支那に

おける第三國權益の重要性に鑑み、獨逸國

關係のものを著録したものである。内容は

序説、鐵工業、貿易、交通及通信、金融、投

資及借款、文化事業投資の七章に分れ、附

錄として獨逸對支經濟勢力一覽表が附いて

ゐる。また各種の統計表が載せてあるの

で、本書によれば、獨逸の支那國における

經濟勢力を詳細に知悉することが出来る。

(A判一八六頁 鐵工業 貿易 東京東京鉄道局内二
ノ十二日本國總會 振替第五五八三號)

◇獨逸對支經濟勢力の全貌(外務省通商局編)

本書は日本國際會議叢書の第二百二十一輯

であつて、外務省通商局において支那に

おける第三國權益の重要性に鑑み、獨逸國

關係のものを著録したものである。内容は

序説、鐵工業、貿易、交通及通信、金融、投

資及借款、文化事業投資の七章に分れ、附

錄として獨逸對支經濟勢力一覽表が附いて

ゐる。また各種の統計表が載せてあるの

で、本書によれば、獨逸の支那國における

經濟勢力を詳細に知悉することが出来る。

(A判一八六頁 鐵工業 貿易 東京東京鉄道局内二
ノ十二日本國總會 振替第五五八三號)

◇獨逸對支經濟勢力の全貌(外務省通商局編)

本書は日本國際會議叢書の第二百二十一輯

であつて、外務省通商局において支那に

おける第三國權益の重要性に鑑み、獨逸國

關係のものを著録したものである。内容は

序説、鐵工業、貿易、交通及通信、金融、投

資及借款、文化事業投資の七章に分れ、附

錄として獨逸對支經濟勢力一覽表が附いて

ゐる。また各種の統計表が載せてあるの

で、本書によれば、獨逸の支那國における

經濟勢力を詳細に知悉することが出来る。

(A判一八六頁 鐵工業 貿易 東京東京鉄道局内二
ノ十二日本國總會 振替第五五八三號)

◇獨逸對支經濟勢力の全貌(外務省通商局編)

本書は日本國際會議叢書の第二百二十一輯

であつて、外務省通商局において支那に

おける第三國權益の重要性に鑑み、獨逸國

關係のものを著録したものである。内容は

序説、鐵工業、貿易、交通及通信、金融、投

資及借款、文化事業投資の七章に分れ、附

錄として獨逸對支經濟勢力一覽表が附いて

ゐる。また各種の統計表が載せてあるの

で、本書によれば、獨逸の支那國における

經濟勢力を詳細に知悉することが出来る。

(A判一八六頁 鐵工業 貿易 東京東京鉄道局内二
ノ十二日本國總會 振替第五五八三號)

◇獨逸對支經濟勢力の全貌(外務省通商局編)

本書は日本國際會議叢書の第二百二十一輯

であつて、外務省通商局において支那に

おける第三國權益の重要性に鑑み、獨逸國

關係のものを著録したものである。内容は

序説、鐵工業、貿易、交通及通信、金融、投

資及借款、文化事業投資の七章に分れ、附

錄として獨逸對支經濟勢力一覽表が附いて

ゐる。また各種の統計表が載せてあるの

で、本書によれば、獨逸の支那國における

經濟勢力を詳細に知悉することが出来る。

(A判一八六頁 鐵工業 貿易 東京東京鉄道局内二
ノ十二日本國總會 振替第五五八三號)

◇獨逸對支經濟勢力の全貌(外務省通商局編)

本書は日本國際會議叢書の第二百二十一輯

であつて、外務省通商局において支那に

おける第三國權益の重要性に鑑み、獨逸國

關係のものを著録したものである。内容は

序説、鐵工業、貿易、交通及通信、金融、投

資及借款、文化事業投資の七章に分れ、附

錄として獨逸對支經濟勢力一覽表が附いて

ゐる。また各種の統計表が載せてあるの

で、本書によれば、獨逸の支那國における

經濟勢力を詳細に知悉することが出来る。

(A判一八六頁 鐵工業 貿易 東京東京鉄道局内二
ノ十二日本國總會 振替第五五八三號)

◇獨逸對支經濟勢力の全貌(外務省通商局編)

本書は日本國際會議叢書の第二百二十一輯

であつて、外務省通商局において支那に

おける第三國權益の重要性に鑑み、獨逸國

關係のものを著録したものである。内容は

序説、鐵工業、貿易、交通及通信、金融、投

資及借款、文化事業投資の七章に分れ、附

錄として獨逸對支經濟勢力一覽表が附いて

ゐる。また各種の統計表が載せてあるの

で、本書によれば、獨逸の支那國における

經濟勢力を詳細に知悉することが出来る。

(A判一八六頁 鐵工業 貿易 東京東京鉄道局内二
ノ十二日本國總會 振替第五五八三號)

◇獨逸對支經濟勢力の全貌(外務省通商局編)

本書

露光量違いにより重複撮影

アシア・ペイント
Asia Paint

官廳刊行物だより

△本邦大都市に於ける土地建物貸貸状況調

△獨逸對支經濟勢力の全貌(外務省通商局編)

本書は日本國際協會著書の第二百二十輯
でもつて、外務省通商局において支那に
おける第三國操縱の重要性に鑑み、獨逸國

關係のものを充實したものである。内容は
序説、鐵工業、貿易、交通及通信、金融、投
資及借款、文化事業投資の七章に分れ、附
錄として獨逸對支經濟勢力、統表が付いて

ある。△別二八三、定價二割引の金、送付内函二

△銀行内閣印刷局

△ボケット農林統計(昭和十六年版)、農林大
臣官房統計課編、本書は第十六次農林省統
計表の原稿版であり、その他外國の統計表

△九ノ内子書物、新規

△本邦大都市に於ける土地建物貸貸状況調

は昭和十三年九月厚生省社會局編、本書
の實情を明かにするため、全國四十三市に

委嘱して調査をし、その調查報告書を刊行
したが、それと同一趣旨による昭和十四年

度の調査である。調査戸数は大分増加して

ある。(△別二八三、定價二割引の金、送付内函二

△銀行内閣印刷局

△本邦大都市に於ける土地建物貸貸状況調

は昭和十三年九月厚生省社會局編、本書
の實情を明かにするため、全國四十三市に

委嘱して調査をし、その調査報告書を刊行
したが、それと同一趣旨による昭和十四年

度の調査である。調査戸数は大分増加して

ある。(△別二八三、定價二割引の金、送付内函二

△銀行内閣印刷局

△本邦大都市に於ける土地建物貸貸状況調

は昭和十三年九月厚生省社會局編、本書
の實情を明かにするため、全國四十三市に

委嘱して調査をし、その調査報告書を刊行
したが、それと同一趣旨による昭和十四年

度の調査である。調査戸数は大分増加して

ある。(△別二八三、定價二割引の金、送付内函二

△銀行内閣印刷局

△本邦大都市に於ける土地建物貸貸状況調



理想的な
生命保険を
貯蓄として

命生倉片

橋京・京東

御注意	申込所	定価	週報
△本邦大都市に於ける土地建物貸貸状況調	内閣印刷局發行課 （△別二八三、定價二割引の金、送付内函二	一部五錢 （外國人税に依る場合、日本税に依る場合） △機械の送配希望の方は、運送料一括負担（輸出税 に依る場合は上税の算出を以て並金を送 へ御申込み下さい） △特例の場合は、輸送料金より差額 を申せます	昭和十四年九月十日發行 四印者、内閣印刷局 東京、大阪、神戸、大手町

32

